

2023年1月31日

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課御中

令和5年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一
住所 千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館5F
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、日頃より食の安全を守るため尽力されていることに対し、心から敬意を表します。また、私共生活協同組合の事業や活動へのご協力、ご指導いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と共存する生活様式が定着し、食生活も大きく変化しています。中食やデリバリー、冷凍食品など食品の販売形態や種類の幅が広がり、消費者も家庭内での安全管理を学ぶ必要性を感じます。また価格高騰から、食料の安定供給を求める声の高まりとともにフードテックといった新たな食品開発にも関心が寄せられており、消費者としてその安全性についても気になるところです。

このように様々な要因に影響され絶えず変化する食生活ですが、その安全を守る貴市のお取り組みがあってこそ、安全で安心な市民生活が担保されていることを改めて感じているところです。

早速ですが、令和5年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- (1) 改正食品衛生法の完全施行から1年以上経過しました。食品事業者において HACCP の考え方を取り入れた衛生管理がどのように実施されているのか、その実施状況について消費者に分かりやすく報告してください。実施率だけでなく、実際に事業者がどのように取り組んでいるのか事例を挙げるなどして、消費者にも HACCP に取り組む意義や目的、成果などを伝えてください。
- (2) 「ウィズコロナ」の生活の中で、デリバリーや持ち帰り販売をおこなう事業者への監視の強化が必要だと考えます。最近ではネットでの食品販売も増え、冷凍食品などの無人販売や自動販売機も見かけます。非対面で販売される食品に対しても、安全性とともに消費者の手元に届くまで衛生管理の確認を積極的に実施してください。あわせて消費者に対しても、家庭までの持ち帰りや喫食までの管理についての注意喚起をお願いします。
- (3) キッチンカーは、消費者にとって利便性のある販売方法だと思います。しかし、調理作業と販売とが限られた狭いスペースの中でおこなわれることもあり、その衛生管理は消費者にとって大変気になる部分です。改正食品衛生法に沿った衛生管理方法の徹底を図るよう、事業者への監視指導をお願いします。購入後でも問い合わせができるよう、屋号、連絡先などを消費者に分かりやすく表示することも指導項目としてください。
- (4) 家で食事をする機会が増えたことで、新鮮さや安さを求め農産物、水産物の直販所の利用が伸びています。直販所では産直をうたい、集荷業者や市場を通さず、生産者が直接納品する場合もあるようです。その場合の農水産物の安全性は、運営者や生産者に任されることとなります。農薬の不正使用や毒性をもつ農水産物の販売の有無など、直販所で扱われている農水産物に対する監視指導の強化をお願いします。

- (5) カンピロバクターによる食中毒を防ぐため、鶏肉を扱う食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者への HACCP に基づく衛生管理の徹底は、食中毒防止の基本と考えます。同時に、消費者には、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。
- (6) 最近、アニキサスによる食中毒が話題に上ります。輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、鮮魚を冷凍せずに生食用として消費者に提供できるようになったことが、増加の一因とも聞きました。海近くで生活する千葉市民でもアニキサスについての理解は、未だ不十分です。鮮魚を提供する事業者や消費者に、生で喫食する際の注意喚起の強化をお願いいたします。
- (7) 国による食品リコール（自主回収）情報の届出制度が始まりました。届出情報について、市民に向けた積極的な提供を求めます。食品リコールが実施されていても、情報が届かなければ回収につながりません。気が付かず喫食し身体に危害が及ぶ場合もあるかと思えます。自治会への回覧情報、消費者団体への通知など、地域のステークホルダーの協力を得て注意喚起を図ることもできると思えます。速やかな広報の方法をご検討ください。
- (8) 食品リコール(自主回収)食品の最終処理が確実になされているか、確認されるようお願いいたします。また、届出が必要ない原料原産地、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ない場合は、ポップやシールなど簡便な修正が認められています。食品ロス削減のため、事業者への助言はもちろん、消費者に対しても安全性に問題のない食品の利用に関する広報をお願いいたします。
- (9) アレルギー表示や栄養成分表示に関して、表示の有無とともにその真正性の担保についても監視指導を強化してください。また医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例も後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えていきます。千葉市でも6月に、インターネットで購入したダイエット用食品に含有していた医薬品成分シブトラミンによる健康被害が発生しました。残念ですが、その危害情報は十分に消費者に届いていないように感じます。今後の被害拡大を招かないためにも、市のホームページ上での注意喚起情報の発信とともに、消費者にしっかりと危害情報が届くような積極的な公表をお願いいたします。
- (10) 様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全について共に考えていくことが必要です。意見交換の機会を増やすこと、合わせて行政、食品事業者と市民の三者によるリスクコミュニケーションについてもご検討ください。また、食の安全に関する情報(法制度の解説、食中毒事例の解説など)はもちろん、最新の知見などについて速やかに情報提供いただけると市民の安心感や学びにつながります。消費者教育の一環として学習講演会などの企画を、庁内連携の下で消費生活センター、環境保健研究所と一緒に取り組んでいただくよう要望します。
- (11) 今、法改正により、食品安全行政の業務が増加しています。また、食に関する新たな技術開発や生産・流通・販売に関する状況も急変しています。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。専門職員の育成、また増員を計画してください。新型コロナウイルス感染症も引き続き対応が求められることも予想されます。食品衛生関連業務の補完や強化のためにも、生活衛生課及び保健所、環境保健研究所の人員、予算の一層の強化をお願いいたします。 以上